改正後

目次
第一章　総則（第一条―第六条の四）
第二章～第七章　（略）
附則
（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）
第十三条の三　法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
一　（略）
二　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
イ・ロ　（略）
ハ　法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。同法第三十二条の三第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
ニ　（略）
第四十三条の九　（略）
２　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
一　（略）
二　建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては、次に掲げる図面
イ～ハ　（略）
ニ　二面以上の建築物の断面図（地区整備計画において建築物の敷地の地盤面又は居室の床面の高さの最低限度が定められている場合に限る。）で縮尺五十分の一以上のもの
三・四　（略）
五　令第三十六条の三各号に掲げる物件の堆積にあつては、当該堆積を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの
六　（略）
別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）
地区計画の区域内における行為の届出書
（略）
都市計画法第58条の２第１項の規定に基づき、
土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木材の伐採
土石、廃棄物又は再生資源の堆積
について、下記により届け出ます。
（略）

改正前

目次
第一章　総則（第一条―第六条の三）
第二章～第七章　（略）
附則
（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）
第十三条の三　法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
一　（略）
二　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
イ・ロ　（略）
ハ　法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
ニ　（略）
第四十三条の九　（略）
２　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
一　（略）
二　建築物の建築、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の建設又は建築物若しくは工作物の用途の変更にあつては、次に掲げる図面
イ～ハ　（略）
（新設）
三・四　（略）
（新設）
五　（略）
別記様式第十一の二（第四十三条の九関係）
地区計画の区域内における行為の届出書
（略）
都市計画法第58条の２第１項の規定に基づき、
土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更
木材の伐採
について、下記により届け出ます。
（略）